

## 電力調達仕様書（高圧）

### 1 概要

#### (1) 適用範囲

本仕様書は、次に掲げる需要場所で使用する電力の調達について適用する。

#### (2) 需要場所

- ・ 札幌駅前通地下歩行空間（大通西3丁目～北3条西4丁目）  
（供給地点特定番号 01-0033-0100-3032-7599-4000）
- ・ 西2丁目地下歩道（大通西1丁目～北1条西2丁目）  
（供給地点特定番号 01-0033-0100-3991-0099-4000）

#### (3) 用途

照明、昇降機、換気用動力 他

### 2 調達仕様

#### (1) 供給電気方式等

##### ア 供給電気方式

交流3相3線式

##### イ 供給電圧（標準電圧）

6,000V

##### ウ 標準周波数

50Hz

##### エ 受電方式

2回線受電（常用線及び予備電源）

##### オ 予備電源

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける。

なお、常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける方式とする。

#### (2) 直近の契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

##### ア 直近の契約電力

###### (ア) 常用線

- ・ 札幌駅前通地下歩行空間 391kW
- ・ 西2丁目地下歩道 41kW

###### (イ) 予備電源

常用線に同じ

##### イ 予定使用電力量

- ・ 札幌駅前通地下歩行空間 1,991,438kWh

- ・ 西2丁目地下歩道 187,765kWh

(3) 供給電気の種類（再生可能エネルギー比率）

1-(2)に記載する需要場所のうち、「札幌駅前通地下歩行空間」については以下の条件とする。

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とする。

（参照：別紙1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」

<https://www.there100.org/technical-guidance>)

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出するものとする。

（参照：別紙2「特定電源割当証明書様式」）

(4) 調達期間

令和5年8月1日0時から令和6年9月30日24時まで

(5) 需給地点

北海道電力ネットワーク株式会社より引込みの札幌市の区分開閉器電源側接続点。

なお、配電塔番号等は託送サービスセンターに確認のこと。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 力率

力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）

(9) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

イ 契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整、及び国が実施する「電気・ガ

ス 価格激変緩和対策事業」に係る値引き調整に係る金額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

エ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

オ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、受注者は供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙2「特定電源割当証明書」を半期ごとに1回、できるだけ速やかに発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙2「特定電源割当証明書」提出後に受注者との協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、小売電気事業者は、再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

### 3 添付資料

- ・ 過去の月別使用電力量（実績）
- ・ 月別予定使用電力量

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

### 特定電源割当証明書(年●半期分)

年 月以下の通り札幌市に電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、札幌市に移転したこと、及びいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

#### 【供給期間】

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

#### 【供給元電源情報】

供給元発電所	
発電方法	
住所	
割当電力量	

#### 【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

供給元発電所	〇%(供給電力量〇kWのうち再エネ由来は〇kW)
--------	--------------------------

#### 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(〇月)

##### 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kWh)	

##### 2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇
		合計(kWh)			

総計(kWh)
---------

(資料)

**札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力の  
令和4年1月～令和4年12月の月別使用電力量(実績)**

使用月	契約電力 (kW)	最大需要 電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)	電力量	
					平日	休日
令和4年1月	372	358	100	156,979	96,939	60,040
令和4年2月	372	370	100	147,180	95,085	52,095
令和4年3月	372	358	100	153,929	—	—
令和4年4月	372	341	100	130,402	—	—
令和4年5月	372	257	100	130,706	—	—
令和4年6月	372	348	100	127,853	—	—
令和4年7月	372	374	100	144,194	—	—
令和4年8月	372	391	100	152,522	—	—
令和4年9月	374	360	100	143,601	—	—
令和4年10月	391	343	100	133,790	—	—
令和4年11月	391	314	100	129,583	—	—
令和4年12月	391	338	100	144,576	—	—
合計				1,695,315		

注) 各月の実績は、当月1日から当月の末日までのものである。

※ 令和4年3月途中より電気最終保障供給契約となり平日・休日の区別がない。

(資料)

**札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力の  
令和5年8月～令和6年9月の月別予定使用電力量**

使用月	契約電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)	電力量	
				平日	休日
令和5年8月	391	100	152,522	108,241	44,281
令和5年9月	391	100	143,601	95,734	47,867
令和5年10月	391	100	133,790	90,632	43,158
令和5年11月	391	100	129,583	86,389	43,194
令和5年12月	391	100	144,576	93,275	51,301
令和6年1月	391	100	156,979	96,213	60,766
令和6年2月	391	100	147,180	94,616	52,564
令和6年3月	391	100	153,929	104,274	49,655
令和6年4月	391	100	130,402	86,935	43,467
令和6年5月	391	100	130,706	80,110	50,596
令和6年6月	391	100	127,853	85,235	42,618
令和6年7月	391	100	144,194	102,331	41,863
令和6年8月	391	100	152,522	103,321	49,201
令和6年9月	391	100	143,601	90,947	52,654
合計			1,991,438	1,318,253	673,185

注)

- 基本料金算定において力率を用いる場合は、上記表の当該月の力率に基づいて計算すること。
- 電力量については、予定使用電力量であり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- 力率についても、予定使用力率であり、実際の使用力率を保証するものではない。
- 契約電力についても、予定契約電力量であり、実際の契約電力を保証するものではない。

- ・ 休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。
- ・ 平日とは、休日以外の日をいう。



(資料)

**西2丁目地下歩道で使用する業務用電力の  
令和4年1月～令和4年12月の月別使用電力量(実績)**

使用月	契約電力 (kW)	最大需要 電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)	電力量	
					平日	休日
令和4年1月	43	31	95	14,533	9,047	5,486
令和4年2月	43	32	95	12,961	8,380	4,581
令和4年3月	43	31	95	13,282	—	—
令和4年4月	43	30	97	12,461	—	—
令和4年5月	43	41	100	13,109	—	—
令和4年6月	43	25	99	12,769	—	—
令和4年7月	43	30	100	13,757	—	—
令和4年8月	43	31	100	14,488	—	—
令和4年9月	43	36	100	13,282	—	—
令和4年10月	43	25	99	13,174	—	—
令和4年11月	43	34	95	12,247	—	—
令和4年12月	43	31	95	13,932	—	—
合計				159,995		

注) 各月の実績は、当月1日から当月の末日までのものである。

※ 令和4年3月途中より電気最終保障供給契約となり平日・休日の区別がない。

(資料)

**西2丁目地下歩道で使用する業務用電力の  
令和5年8月～令和6年9月の月別予定使用電力量**

使用月	契約電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)	
			平日	休日
令和5年8月	41	100	14,488	4,206
令和5年9月	41	100	13,282	4,427
令和5年10月	41	100	13,174	4,250
令和5年11月	41	100	12,247	4,082
令和5年12月	41	100	13,932	4,944
令和6年1月	41	100	14,533	5,626
令和6年2月	41	100	12,961	4,629
令和6年3月	41	100	13,282	4,285
令和6年4月	41	100	12,461	4,154
令和6年5月	41	100	13,109	5,074
令和6年6月	41	100	12,769	4,256
令和6年7月	41	100	13,757	3,994
令和6年8月	41	100	14,488	4,674
令和6年9月	41	100	13,282	4,870
合計			187,765	63,471

注)

- ・ 基本料金算定において力率を用いる場合は、上記表の当該月の力率に基づいて計算すること。
- ・ 電力量については、予定使用電力量であり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- ・ 力率についても、予定使用力率であり、実際の使用力率を保証するものではない。
- ・ 契約電力についても、予定契約電力量であり、実際の契約電力を保証するものではない。

- ・ 休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。
- ・ 平日とは、休日以外の日をいう。